

# 和光市未来技術地域実装協議会 規約

## (名称)

第1条 本会は、和光市未来技術地域実装協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、外環側道を利用した地域拠点間(和光市駅～新倉PA間の約1.5km)を接続する自動運転サービス導入の事業化を図るために、必要な検討、調整等を行うことを目的とする。

## (検討内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 自動運転サービスの導入・構築等に関する計画立案
- (2) 自動運転サービスに関する実証実験及び社会実装に関すること
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

2 委員の追加・充当は、協議会の承認を得るものとする。

## (会長及び職務代理)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、和光市長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長が出席できない時は、会長が指名した者がその職務を代理する。

## (任期)

第6条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

## (事務局)

第7条 協議会の事務局は、和光市建設部公共交通政策室に置く。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、委員の承認を得て会議資料及び会議録を公表することができる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。  
ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、令和2年11月10日から施行する

この規約は、令和3年 5月11日から施行する